

産業建設委員会 会議録

=====
日 時 令和2年5月13日（水曜日）
午前10時開会，午前11時10分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 都市産業部関係について
 - (2) 建設部関係について
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	勝田	達也
副委員長	小坂	博
委 員	内田	卓男
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柳澤	明
委 員	平石	勝司

欠席委員（1名）

委 員	柏村	忠志
-----	----	----

説明のため出席した者（4名）

都市産業部長	船沢	一郎
建設部長	岡田	美徳
商工観光課長	羽成	健之
公園街路課長	室町	和徳

事務局職員出席者 松本 裕司

傍聴者 0名

○**勝田委員長** ただ今から、産業建設委員会を開催いたします。傍聴は、ないですね。

はじめに、委員会の服装について、5月からクールビズを実施していますので、委員会の服装について、上着・ネクタイを着用しなくともよいことといたします。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、扉を開けて、間をあけた座席表となっていますので、よろしくお願いいたします。このことから、新年度はじめの委員会における執行部の方からの自己紹介については、案件の説明の際に、入れ替わりで行っていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、都市産業部の方から、簡単に自己紹介をお願いします。

○**船沢都市産業部長** おはようございます。都市産業部長の船沢です。よろしくお願いいたします。

○**羽成商工観光課長** おはようございます。商工観光課長の羽成でございます。よろしくお願いいたします。

○**佐藤農林水産課長** おはようございます。農林水産課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○**飯泉都市計画課長** おはようございます。都市計画課長の飯泉でございます。よろしくお願いいたします。

○**櫻井建築指導課長** 建築指導課長の櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

○**下村農業委員会事務局** おはようございます。農業委員会事務局の下村でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○**勝田委員長** 以上でよろしいでしょうか。それでは、説明案件のない執行部の方は退席いただいて結構です。それでは、都市産業部長と商工観光課長以外はご退席になりましたので、次第（1）の「ア 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第3回）（案）について」執行部から説明願います。

○**羽成商工観光課長** よろしく申し上げます。令和2年度土浦市一般会計補正予算（第3回）案について、説明いたします。別添資料1をお願いいたします。

6款商工費2目商工業振興費ですが、「商業振興育成新型コロナウイルス感染症対策事業」ということで、市の独自支援策2事業に係る補正予算となっております。

それぞれ、極めて厳しい経営状況にある市内中小企業・個人事業主の事業の継続や雇用の維持を支援するものです。それぞれの事業について、ご説明申し上げます。

2ページをお願いします。まず1つ目の事業は、「茨城県新型コロナウイルス感染症対策貸付金制度への市町村負担金」でございます。茨城県では、去る4月の臨時議会におきまして、新型コロナ対策に係る関連予算が可決され、中小企業者等に対する新たな貸付制度が創設されたところです。こちらは、商工会議所、商工会が窓口となっている貸付でございます。本市におきましても、この県の貸付制度に協調いたしまして、貸付原資の一部を負担することで、事業継続の支援を行いたいと考えるものです。この貸付けの制度概要ですが、貸付限度額は200万円で、貸付期間は10年以内、無利子・無担保となるもので、売上高が前年同期比で50%以上減少している月がある事業者で、なおかつ、日本政策金融公庫などの公的融資制度や民間金融機関の融資を受けられなかった

方々が対象となるものです。この度、県が想定した対象者申請数112件に対する4分の1の市町村負担額5,600万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして3ページをお願いします。「土浦市持続化給付金支援事業」でございます。持続化給付金につきましては、国の緊急経済対策に盛り込まれた支援制度でして、中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円が最大支給されます。減収などの影響を受けている事業者の方々が、事業全般に広く使える給付金となっています。しかしながら、国の給付対象条件は50%以上の売上減少と、特に厳しい状況にある事業者に対する仕組みとなっておりまして、50%を境に給付金がゼロとなってしまいますので、そのような事業者を支援することが出来ない状況があります。そのようなことから、本市では、国の持続化給付金が受給できない事業者に対し、独自の横出し給付金として最大で20万円を支給することで、幅広く事業の継続支援を図りたいと考えております。本市では、給付対象条件を売上高が前年同月比で30%以上50%未満減少している者とし、事業収入減収率以外のその他の要件は、国の制度に沿って扱いたいと考えております。この度、申請を想定します中小企業と個人事業主1,274件分の給付金と事務費を合わせました2億5,492万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○**勝田委員長** はい、ありがとうございました。ただ今の件に関してご質問ございますか。

○**平石委員** ご説明ありがとうございました。持続給付金について、何点かお尋ねしたいのですが、最大20万円支給ということですが、計算方法を教えていただきたいと思っております。ひたちなか市は一律20万円ということになっているのですが、違いを教えてください。

○**羽成商工観光課長** 持続化給付金の横出しにつきましては、日上市それから水戸市ということで先じて報道の方もあったところでございます。基本的に土浦市におきましては、国に準じてということで前年同月比と比較して減収を確認した後にその差額20万円を限度として、国の方でも10万円を限度ということで10万円以下の端数を切るという端数切りの話もございましたが、それが無いような形で考えています。

○**平石委員** ありがとうございます。あと、県の休業要請に対する協力金を受給している方も対象となるということでよろしいですか。

○**羽成商工観光課長** そのとおりでございます。そういった方も対象としてまいります。

○**平石委員** 最後に1点お願いします。今年創業された方への対応も国に準じてということでよろしいですか。

○**羽成商工観光課長** 国におきましては、2019年1月以降の創業の方への特例という制度となっております。その後の新規創業に関しましては、救えない状況となっておりますので、本市としましては、調査・研究いたしまして、より広く救える状況としたいと考えています。

○**小坂副委員長** 国の持続化給付金が、例えば200万とか100万出された事業所については、対象外ということによいですか。

○**羽成商工観光課長** そのとおりでございます。国の給付金が受給できる事業所

については、こちらは受給できません。

○内田委員 2ページの市町村負担金なんですけれど、これは、貸すんですよね。そして10年で返済する。そうすると10年の間に元金は市に入ってくるのですか。

○羽成商工観光課長 そのとおりで、市の方に戻ってくるお金となります。

○内田委員 これは、商工会が窓口ですね。市への返金は、直接市に入ってくるの。

○羽成商工観光課長 返金につきましては、直接市に入ってきます。

○内田委員 貸出する窓口は、商工会議所・商工会ですか。

○羽成商工観光課長 事業者への貸出の窓口に関しましては、商工会の御協力をいただく形となります。

○内田委員 ということは、窓口は現金を触らないってこと。決定された書類が上がってきて役所はその事業者へ振り込むと。

○羽成商工観光課長 はい、商工会議所・商工会の方では現金は触らずに県の方から支給ということになっています。

○寺内委員 これ、19年度からで30%から50%の収入減となっているけども、例えば土浦の街の中でお店をやって、ゴールデンウィークなんて人っこ1人歩いていないんだよ。前年度もそうなのよ。今回はステイホームだから、なおなのよ。前年度1人で、今年も1人だったら、50%にならない。そういうことがあって土浦の旧市街の飲食店なんていうのは30%、50%なんていっても、その枠に入らないんだよ、ほとんど。売上が元々ないのに、たまたまゴールデンウィークに2人、3人来ちゃったとなったら50%にはならないよな。東京のように大都会なら元々の売上があるところは、これだけ売上が下がったから、とできるけども、地方ではそういうところが多いと思うんだよ。だから、国の指針では、地方は該当しないと思うよ。土浦市は、何か単独で考えてやらないと、旧市内の商業者とか食堂は守れないんじゃないかと思うんだよ。だから私が思うのは、国の指針に従うのは簡単かもしれないが、国がやるのは東京、大都会のだから、地方はその指標ではやりようがないと思うんだよ。そういうところは、土浦市単独で何か考えてやらないと、誰も恩恵にあずかれないんじゃないの。そういうところは柔軟性をもって考えているのか。

○羽成商工観光課長 今、寺内委員からありましたように、ゴールデンウィークの自粛要請ということで、特に飲食店に関しましては、店内飲食ができないような状況でございました。この減収を比較する月につきましては、前年度の売上があった月との比較ということで、今回令和2年度においてなかったものと比較する形で30%から50%の幅の減収の中に捉えられますように手続を考えてまいりますので、おっしゃられるような、まるっきり柔軟的にというわけにはまいりませんが、なるべく事業者の方に寄り添うような形を考えております。

○寺内委員 分かるんだけど、例えば19年度の売上の中で、50%出た月があった場合に、それを基準とすることもできるのか。19年度全体で30%から50%でない対象外なのか、それともひと月でも該当すれば、それでよいという柔軟性があるのかな。

○羽成商工観光課長 要件としましては、ひと月でも該当すれば要件の中に入ってくる

ということです。収入の比較という部分では、前年の全体の収入と今回マイナスとなった部分の月の差額を比較して、ほぼ20万という金額は超えてしまうことが多いとは思いますが、そのような形で計算してまいりたいと思います。

○寺内委員 商工会議所とかで相談して、それに基づいて申請書の書き方を教えてくれるのか。

○羽成商工観光課長 窓口自体は商工観光課の方ですが、商工会議所・商工会では周知の方も含めまして協力をお願いしてまいりたい。臨時会が終わりましたら、両団体の方には依頼を申し上げて、協力を賜りたいと考えています。

○寺内委員 受付は商工観光課の方で全部やるのか。

○羽成商工観光課長 はい、郵送という形となりますが商工観光課の方で受付いたします。

○寺内委員 それで書類に不備があったときには、ヒアリングをやるということなんだ。

○羽成商工観光課長 そのとおりでございます。

○内田委員 2つの内の前の方だけでも、「売上が前年同期と比べて50%以上減少」という部分、前年同期というのは、どの時点の同期なのか。期間が分からない。普通決算といえば1年だよな。

○羽成商工観光課長 おっしゃるとおり、決算というのは1年ですが、売上高の比較に関しましては、1月から12月の間で、先程、寺内委員からもありましたように、ひと月でも減収があれば、1年の決算額ということではなく、単一の月との比較ということです。

○内田委員 ということは、具体的に言うと1月から4月は売上が下がっているわけだから、その1月から4月の4箇月を比較するのか。例えば4月だけの比較でもあるのか。そこがこの資料では分からない。

○羽成商工観光課長 それは、月ごとの比較ということになりまして、申請があります5月以降…

○小坂副委員長 要するに、ひと月、例えば4月なら4月の前年度の比較の掛ける12でやる。国の方ではそうです。違うの。3月なら3月、4月なら4月の前年の同月を比較して、それと前年度の決算書を出していく形になってるはずなんだけども。

○内田委員 いずれにしても、地域差もあるはずなんだ。1月から4月といたって、早くコロナが普及したところとゆっくりだったところがあるじゃないか。土浦は、1月はコロナの影響ではないと思う。強いて言うなら3月からじゃないか。

だから、どのところを比較するのか聞きたい。もし答えられないのであれば、明日でいいんじゃないか。

○羽成商工観光課長 比較のことに関しましては改めて明日ご説明いたします。

○内田委員 はい、お願いします。

○柳澤委員 この字面読むと、単月でも少ない月があれば、それでいいという話でしょ。これ見ると。1月、2月が下がってなくても、3月が40%下がってればそれでいいって話でしょう。1箇月でいいんだよね。それを年間掛ける12は、国の話でしょう。

市は違うんでしょ。これ見るとそういうふうに見える。1箇月でもよいんでしょ。そういう分かりやすい説明をつければいいんだよ。

○羽成商工観光課長 具体的な計算例をつけまして、明日ご説明させていただきたいと思います。

○勝田委員長 私の方からもお願いします。柳澤委員、内田委員がおっしゃったとおり、読み方が分かりづらくて、これだけですと、同年、前年の単月だけとって良いよ、と見えるのですが。それでよいのか。あるいは、そのスタートはいつからなのか、今年の1月もとってよいのか、期間も含めて説明をよろしくをお願いします。

○小坂副委員長 別の話で、貸付200万円とかどちらもあるんですが、私、土浦の商店街でお話を聞く機会もたまにあるんですが、その人たちが言うには「商売これ以上だめだ」と。「やめようかな」と、いう感じが多分出てくるだろうと思います。その時に、では200万円借りましたと、20万円頂きましたと。4月、5月、6月に申請して、いただきました、で、7月にやめました。これは、返すんですかというのをどうしたらいいのかなあと。あるいは、返さなくても良いでしょうかという話を具体的に考えがあれば、おっしゃっていただければと思ひまして。

○羽成商工観光課長 県の貸付制度につきましては、県と協調という形にはなっておりませんが、今のところ減免の内容等につきましては示されてはおらず、今後、県の方とも詰めてまいりたいと考えております。実際、そのような状況で貸付分を返済いただくのかとかは、出てくると思ひますので、よく県の方と確認してまいりたいと思ひます。

○勝田委員長 羽成課長、もう1点の持続化給付金を受けた後に廃業してしまった場合についてのしぼりは。

○羽成商工観光課長 持続化給付金につきましては、そういった倒産等に関しまして定めがございません。今のところ、返済いただくような制度にはなっていないところでございます。

○小坂副委員長 言い方よくないですけど、会社が潰れてしまったら、返さなくてよいと。これは、要するにそういう意味合いを含んでいるんですよね。国から来る予算ですよ。

○勝田委員長 200万の方ですね。

○羽成商工観光課長 はい、200万の方につきましては、おっしゃるとおりで、事業者の方で少しでも事業の継続の一助になればということでの給付となっておりますので、実際、給付の後に体力がなくなってしまう場合も出てくると思ひます。その場合には、もらいっきりという形にはなってしまうところではあると思ひます。

○小坂副委員長 これは、非難するわけではなくて、そういったことは当然想定されているんだろうと。できるだけスムーズに出していただければというのが正直なところで。私はそういうふう希望しています。

○羽成商工観光課長 今ございましたように、給付につきましては、少しでもお手元に早くお届けできるように対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○内田委員 今の小坂委員の話と、私の理解にズレがあったので質問したいのだけれど、これは茨城県の制度だよ。国というのが出てたんだけど、原資というのは、国の方から4分の3を県にあって、4分の1が市町村にきて、それを出すという意味なのか、それとも一般財源の中から市が4分の1を出すものなのか、その財源について。

○羽成商工観光課長 今の内田委員のおっしゃった貸付の方ですが、4分の3を県が出して、4分の1を市が出すということでございます。

○内田委員 ということは、倒産する企業があれば、県と市町村がそれぞれ損するという理解でいいんだね。

○羽成商工観光課長 はい、そのとおりでございます。

○柳澤委員 参考のために。国の融資も県の融資も無利子無担保。要は代表者が連帯保証しなくてもいいわけだよ。どんな融資制度をみても。今、話が出ているように、借りるだけ借りてバンザイしちゃうべという輩も中にはいるはずなんだよ。で、一方で融資じゃなくて、20万くれるっていう方。そういうのもバランスをとってということだと思ってると思うんだよね。多少の引っかけはしょうがないだろうと。ちなみに、融資の方は、何割くらい不良債務が発生すると腹づもりしているだろうか。2割くらいは仕方ないと思ってるのかとか。保証とかないし、2割か3割あるんじゃないかと思うんだよ。

○羽成商工観光課長 今回、県の方の融資で、信用保証協会が見込んでいますのは、2、3%と伺っています。

○柳澤委員 2、3%。信用保証協会がついているわけではないよね。

○羽成商工観光課長 はい、信用保証協会が試算したというお話です。

○内田委員 前に、2、400万だかって信用保証協会のがありましたよね。あその後出てくるんですけど、別添資料の2の、2、438万ってありますね。それとこれは関係ないんだっけ。

○羽成商工観光課長 この後申し上げますが、直接関連はございません。4月の専決の未払いの件でございます。

○内田委員 こっちとは関係ないのね。分かった、ありがとう。

○勝田委員長 20万の件で教えてください。事業者という言葉の意味合い、給付の対象者の市の考え方というのを教えてもらいたい。想定で6、373事業者としていますが、実際は分からない。これは増えた場合は、補正で組んでもそこは救っていいというお考えなのか。この2つを伺いたい。

○羽成商工観光課長 まず、対象者ですが、農業者も含めまして幅広い業種に対応してまいりたいと考えておまして、業種によって救えないことがないように、ただ、国の方で除外している部分については、同じような形で救えるかどうかは、精査してまいりたいと考えています。また、費用関係でございますが、20%につきましては、現在、売上が減少して融資の認定申請を受け付けている割合が大体30から50%というところがございます。ただ今現在30%から50%で推移している部分につきましても、今後50%以降の国の事業の対象になる事業者も出てくると思います。また、30%から

50%に移行してくることも考えられます。いずれにしても事業者の方に給付金を出せるように、不足が生じた場合においても対応できるような形で考えてまいりたいと思います。

○勝田委員長 確認ですが、事業者というのは、個人でも法人でもよいですか。

○羽成商工観光課長 はい、個人、法人にかかわらず、幅広い業種の方を救っていききたいと考えております。

○勝田委員長 ちなみに想定しているのは、今年度いっぱいですか。

○羽成商工観光課長 はい、申請の受付につきましては国の方で12月いっぱいまでと考えており、市の方も準じた形と考えております。

○勝田委員長 他は、よろしいですか。それでは続いて専決のウの方をお願いします。

○羽成商工観光課長 続きまして、専決処分の承認について、資料2を用いましてご説明申し上げます。令和2年度土浦市一般会計（第1回）補正予算についてでして、同じく商工費、商工業振興費となりますが新型コロナウイルス感染症対策中小企業信用保証料補助金交付事業ということで、こちらも市の独自支援策に係る補正予算となっています。茨城県におきましては、新型コロナウイルスの影響による売上の減少で、経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、パワーアップ融資制度を設けているところです。さらに茨城県の方では、この融資制度に関連する支援策としまして、経営安定化関連保証あるいは危機関連保証の認定を受けパワーアップ融資を受けた方に対し、5割の信用保証料補助と3年間の利子の全額補助を行い、企業の体力回復を図っています。図の中の左の箱の中段が、県の方でも保証料の5割の負担分となっておりまして、中段右側が利子補給という形になっています。本市におきましては、厳しい経営状況にあります中小企業者への更なる支援としまして、茨城県が実施する信用保証料の5割補助に加え、事業者負担分の残り5割、左の下の部分ですね。こちらを単独で補助することによりパワーアップ融資の信用保証料負担をゼロとし、中小企業者の負担軽減を図るものでございます。こちらにつきましては、県の信用保証料補助予算額に対する本市の事業所数相当額2,438万3,000円の増額補正をお願いするものです。以上でございます。

○勝田委員長 はい、それではこの件に関しましてご質問ございますか。

○柳澤委員 ちょっとこの2分の1が分からないんだけど、まず上段左側で県が2分の1だよ。それでその下に市が2分の1となっているけども、これは県が2分の1負担した残りの2分の1ということなの。

○羽成商工観光課長 はい、県が2分の1を負担した残りの2分の1となっています。

○柳澤委員 じゃあ、総額の4分の1という解釈でよいのか。

○羽成商工観光課長 事業者の方では信用保証料の負担は、なくなるということでございます。

○柳澤委員 県が半分、市が半分なのに県が4億4,000万で、市が2,440万とは。

○羽成商工観光課長 分かりづらい資料となり申し訳ありません。こちらの県の予算は、

県全体の予算でございまして、今回土浦市に相当する部分でございます。

○柳澤委員 はい、分かった。

○勝田委員長 他にございますか。ないようですので、執行部の方から他にありますか。

○船沢都市産業部長 皆様の方に、国と県の制度の資料の方をご用意させていただきました。

○勝田委員長 ありがとうございます。一覧表にしたものを出していただいたので、これで一覧できると思います。

○平石委員 これはホームページに掲載される予定となりますか。

○羽成商工観光課長 こちらは茨城県のホームページで事業者向けに一覧にしたものでございます。市の方では、これとは別の形で、市が独自で行うものを含めてのご案内とさせていただきたいと思います。

○平石委員 では土浦市は独自のものを盛り込んだ形で、ぜひホームページの方にあげていただきますよう、よろしく申し上げます。

○勝田委員長 では、ご退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部入退室)

○勝田委員長 はい、それではよろしく申し上げます。年度初めでございますので、自己紹介をお願いします。

○岡田建設部長 建設部長の岡田でございます。前年に引き続きよろしくお願いたします。

○浅岡道路管理課長 この4月に新設されました道路管理課長の浅岡でございます。よろしく申し上げます。

○草間道路建設課長 同じく機構改革により道路課から道路建設課長となりました草間と申します。よろしく申し上げます。

○皆藤住宅営繕課長 住宅営繕課の皆藤でございます。よろしく申し上げます。

○和田下水道課長 おはようございます。下水道課の和田でございます。前年に引き続きよろしく申し上げます。

○室町公園街路課長 おはようございます。公園街路課長の室町です。よろしく申し上げます。

○黒須水道課長 おはようございます。水道課長の黒須でございます。前年に引き続きよろしく申し上げます。

○勝田委員長 ありがとうございます。それでは案件のない執行部の方は、ご退席いただいて結構です。

○内田委員 ちょっと質問いい。公園街路課の方になるんですけど、連休中の水郷公園の駐車場いわゆる体育館プールの所ね、駐車場がクローズになっていた。そしたら調べてもらったら、県の方の施設だからクローズなんだという話だった。一般の人はさ、駐車場はクローズすることないよ。道路に不法駐車するほどは混んだって日はないけれども、しかし、止めやすいところをクローズしちゃってるわけよ。だからそれがね、県の方からの命令だからしょうがないんだってことなんだけども。そこでの質問などは、

あの駐車場は、全部県の管轄かな。例えばどこの部分が体育館でどこの部分がプールだとか、その辺のことを、今分からなければ明日でもちょっと教えてくれるかな。

○室町公園街路課長 連休中につきましては、県の方もなんとか、観光ロックアウト宣言ということで、県に関する施設に関しては、全て閉鎖するというので、体育館のほうの駐車場については、県の施設ですので閉鎖すると連絡を受けております。臨時駐車場は、市の駐車場なんですけれど、体育館と同等ということで一緒に閉鎖をしたような状況です。他の施設についても、県からは、閉鎖してほしいと。自転車関係も観光ということなので閉鎖してほしいという話があったもので。内部でいろいろ検討したんですけども、自転車に限らずウォーキングとか散歩とか家族で来ている状況もあって、公園の駐車場を閉鎖することはできないということで、看板等でいろいろ気をつけてほしいと周知しながら利用はそのままだった状況でございまして、5月の駐車場の状況を見に行ったときには、風車前の駐車場、あと国民水郷駐車場の前はおおむね満車でしたがレストハウス水郷近くは7割近くの駐車場でございましたので、路上駐車の状態にはなっていない状況でございます。ちなみに県外ナンバーについては1割程度で、おおむね異動の自粛の方はできたのかなと思っているところでございます。

○内田委員 あのね、調べて欲しいのはどこが県の権限、例えばプールの駐車場とか体育館の駐車場なんかはどこかで線が引いてあるのか、後学のために後で教えてください。

○室町公園街路課長 体育館の前の舗装になっている駐車場が県の施設で、あそこは県ですけれど、その他のものになります。

○内田委員 どこで仕切っているのかというところを聞きたい。

○室町公園街路課長 分かりました。図面で説明させていただきます。

○勝田委員長 では、室町課長はお残りいただいて、案件のない執行部の方はご退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

○勝田委員長 それでは、次第に沿って進んでまいろうと思います。「ウ 専決処分の報告(和解)」について、説明願います。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます。「別添資料3 専決処分の報告について」のご用意をお願いいたします。1ページをお開き願います。今回ご説明させていただきます報告案件は、公用車交通事故に係る損害賠償の和解となります。

事故の発生につきましては、令和2年1月24日の午後1時40分頃、桜町一丁目地先の交差点内において、当課の職員が運転する公用車と、一般の方が運転するスクーターが接触し、双方の車両が損傷したものです。事故の詳細につきましては、1枚おめくり頂き、2ページをお願いします。公園街路課の職員が業務により公用車で駅西駐車場から出庫し、位置図にある市道桜町1丁目9号線を走行中、信号機の無い十字路交差点において、非優先道路から一時停止を無視して、交差点に進入してきた相手方の車両と衝突し、双方の車両の一部が破損したものです。3ページをお願いします。車両損傷状況となっており、上段の写真が市の公用車、下段の写真が相手方のスクーターの状況写真となっております。恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。5番の「和解の概要」

としましては、土浦市が相手方に対し、相手方の車両の修理費用70,000円に対する過失割合の35%分、賠償額24,500円を、相手方に支払うことにより和解したものでございます。なお、今後このような事故を起こさないように、朝礼において、安全運転の徹底を確認させて頂いているところです。以上で説明を終わります。よろしくお祈りします。

○勝田委員長 この件に関して何かありますか。

○小坂副委員長 怪我はなかったんでしょうか。

○室町公園街路課長 スクーターの方はちょっとした怪我がありましたが、物損事故で処理させていただいたということでございます。

○勝田委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○勝田委員長 執行部の方から何かありますか。ないようでしたら、お疲れさまでした。ご退席いただいて結構です。その他として、事務局から事務連絡をお願いします。

(事務局による事務連絡)

○勝田委員長 以上でございます。よろしいでしょうか。

○柳澤委員 本来は、寺内委員の方から話してもらうところなんだけど、今回のコロナウイルスの関係で新聞記事を見ていると結構周辺の自治体、議会で、政務調査費の返上とか、議員報酬の削減とか、色々出ている。昨日うちの方でもいろいろ話をしたんだけど、意見を統一できなくて。じゃあ議員報酬のカットは置いて、政務活動費は返納しようよと、実はその1週間、10日前にも、その件は、寄附行為に抵触する可能性がある、と、全国議長会からあった。そういうことで、わが方としては、返上をしないで使わない。年度末にそっくり返そう、と。ただ、今現在、少し使ってしまったのでこれはどうしようかなと。まあ全額とは多分いかないと思うけど。そこでもう1つあって、委員会も視察がいけない状況で、委員会が年度でどのくらい予算があるのか分からないけれども、思い切って、委員会も、返上したらという話を昨日していたところです。たまたま、うちの会派には総務と文教にもいるので、それぞれ事前委員会で、そういう提案をしてみたらどうかという話をしていた。まあ、そんなことで今話をさせてもらったのだけれども。どうですかね皆さん、どっちにしろもう委員会で視察がないわけだから、2回だったっけ。そこで当委員会では、今年度は、行政視察は行かないと。コロナは、ワクチンもできて完全に解禁になったというならば、話は変わってくるのかもしれないけれども。どうもね、ニュースを見ていると、アメリカの薬品会社が最短でも1年半かかるような報道も、つい最近されていた。韓国なんかでも、第2波が出つつあるし。そうすると、茨城でも今は落ち着いてるけれども、いずれまた第2波が来るであろうと。そんなことを想定すれば、今年いっぱい位、行政視察に行かなくても、我々の活動に支障は無いだろうというふうに読み取れる。まさに次から次へと出費もかさむし、金額にすると100万、200万の微々たるものかもしれないけれども、人としてできる範囲の、そういう協力はしていくべきなんだろうと。そういう話を昨日していたんですよ。議員報酬まで首を突っ込んだら専業でやってる人もいるから、そこはちょっと首を突っ

込まないほうが良いかと。国から給付される10万の話については、ほんとに寄附行為になってしまうし、それを拒否したって14兆円分の10万円だから、なんちゃい話ですよ。だから10万円はそっくりもらって、それぞれ市内で使おうと。それに見合う分を、議員報酬を自ら何箇月か辞退しようかという話もあった。ここで話したいのは、常任委員会でどういうふうにしようかと、委員長に皆さんに諮ってもらいたい。

○勝田委員長 それは、視察に行かないことによって、結果的に3月にお返しするというのではなくて、今のうちに態度を表明した方が良いということでしょうか。

○柳澤委員 できればそのほうが良いですね。予算にしやすいし、他に回せるようになるから。年度末に100%余ってるかは読めないじゃない。今、いくら返しますよというふうにはできない、極力使わないという話だから。

○勝田委員長 政務活動費に関しては一応会派の会計にも入っているので、これをお返しすることは、寄附行為に抵触する可能性があるという話もあったと聞いたんですけど。委員会に関してはまだ使っていない分には寄附行為にはならない。

○内田委員 とりあえず柳澤議員の趣旨は、この委員会でどうしようかという話にしばった方が良いのではないかと。私は、寺内委員もよく覚えているのですが、3.11の時をよく思い出してほしい。当然、感染症と地震とは違います。しかし、私はこういうことを経験したんです。その時、寒い時期だったですね。8年、9年前の選挙の直前だった。それで議会が改選して、暑い時期だったと思います。視察に行きましたら、私の友達が「お前らどこ行ってきたんだ」という話になりました、私は視察に行ってきたと、確か八戸だったと思うけど。そうしたら、お前ら何やってるんだ、と。この地震の中でふざけてると。こういうことを言われたわけだよ。でも、現地の人は「ようこそいらっしゃいました。よくおいでくださいました。この現状をよく見ていてください。そして、お金をたくさん置いていってください。」と言っていた。現地の状況は、こういうことだったんです。確かその後、年が明けてからもう1回行ったら、基本的にみんな喜んでくれて。で、いろいろその茨城県連の議員さんとか、格好よくそういうことをやっているけれども、それよりも、例えば10万円をもらって、30万、40万使おうよと。全国の市議会都道府県で、あくまで落ち着いたらだけでも、みんなで金使おうと、そうじゃなかったら経済回らないよと、そういうようなことを、この前の地震の時も踏まえて、私はそういうふうに思います。ただ、それぞれ生まれも育ちも違うから、考え方も違っていいと思うんです。ただ、3箇月でどれほど変化しているということなんだよね。その3箇月の現場で判断するって事は、私はあまり意味のないことだなと。例えば、9月にこの議論をしても遅くはないし、ただ、早くやれば新聞に載って格好いいことだと俺は思ってます。俺は、そんなことをする必要はないと思ってるし、やっぱり我々は、政務調査費っていうのは、我々は勉強して、市民にお返しするものだから、責任放棄という考え方もあるわけだよ。だから、私は、今の時点でいろいろやるのは、あまり賛成ではないというような結論です。

○柳澤委員 3.11は局地的な話。使うなら今回は、全国的な話だから各自、各自治体の関係者は地元で使えばよい話で、これが1点。それから政活費、さっぱり30万返

上しちゃう。どうしても視察に行きたい場合には、その時は自費でいきたいと思いますよ、昔は政活費をもらっていなかった時が6年間あったんですよ。その時は全部自費でやっていたんです。それでも、結構行ってましたよ。まあ、そういう話。決して活動停止するというのではなくて、委員会だってどうしてもいきたければ自費で行けるし。そのぐらいの、我々はそういう姿勢を見せて、協力すべきなんではないかなと、そういうふうになっている。平時は、そんなことを関係ないけれども、平時にそういうことをしたら、それをパフォーマンスというのであって、今のこの緊急事態には、パフォーマンスとの表現は当てはまらないと思っている。

○小坂副委員長 私は商工会議所の役員という立場なんです。そういうところで、先日集まったときのお話というのが、今回の不景気というのは、人工的に起こったわけです。要するに、皆さんが経済活動、移動、全て止めてくださいと言われたわけですね。これ、いつまで続くか分からない。100年前にスペイン風邪がはりました。1918年から20年でその時にも何十万人の人が亡くなりました。その時と、今はほとんど同じだと私は思っています。その時の経験をしている人は、今生きている人は誰もいない、誰も分からないというのがあるんです。ただ、確実に言えるのは、このまま放置したら大恐慌になっちゃう。この後、すごい不景気が来ます。その後バタバタ倒れる。それは分かりきっている。来年なんて、税金なんて話できやしないですよ。実際の話どうなるか分からない。その時、別のところで私、こう言われたんです。「10万円返すんだらう。議員なんだから。」と言われました。私、その後、もう話をしませんでした、話しても無駄だと思って。で、それは誰が言ったかという、お金に困らない人。つまり定額でもらうサラリーマンの人、それと公務員の人、それと年金者。彼らはそう言うんです。ただ、今日のお金で明日のご飯を食べてる人もたくさんいるんですよ。その人らは、みんなダメになっちゃうのが分かっているから、さっきの持続化給付金の話もありましたけど、お金を貰わないとだめなのが見えている。まあ、土浦の商店街ってよく言いますけれど、おそらく、あと2箇月もたないですよ。でも、それが商売なんですよ。そここのところを考えると、あんまり格好いいことを言わない方がいいと思う。やっぱり議員として、もっと、どっしりと構えていろいろ考えましょうよ。今やるんじゃないで。もうちょっと先でもいいんです、できる事は。同じことはやれるんですから。いつだってお金は返せませんから、その時でもいいと思うんです。明日は、お金を使う。そうしないと大恐慌になって、戦争になっちゃいますよ。そういう時代がこれから来るかもしれない、そのぐらいの危機感を持たないと、地震は確かに大変だったけれども、あれどころじゃない話だと私は思っています。人それぞれに色が違うと思いますけれど。

○寺内委員 今回、こういう提案をしたから、みんなに考えてもらえばいいことだよ。ここで決めるということではなく、みんなで考えてもらって、みんながこうなったら良いだろうという結論を導けば良いんじゃないか。じゃないと、今日休んでる議員さんもいて、欠席裁判になっちゃうから、その人が出てきたときに委員会でこういうことを議論したんだということで、みんなでやれば良いんじゃないか。

○内田委員 議論することは良いことだ。

○勝田委員長 寺内議員の方からご提案をいただいた。柳澤議員からきっかけをいただいたわけですから、皆さん検討いただいて、またご意見を賜るといふことでよろしいでしょうか。

○内田委員 今日、決を採る話じゃないよ。

○勝田委員長 あと、先程の公園の駐車場の区分の説明が。せつかく室町課長いらしたので資料を元にご説明をいただきますかね。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます。先程、内田委員から水郷公園の管理状況についての話がございました。全体図がございますので、こちらで説明させていただきます。こちらの全体が霞ヶ浦水郷公園となっております。その中で、赤枠で囲っているところが、県が管理している公園で、薄緑については、スポーツ振興課の所管で、なおかつ青についてもスポーツ振興課で管理しているところとなっております。黄色については、商工観光課で管理しています国民宿舎水郷跡地とレストハウス水郷でして、その残り、沿路等含めて残り全部公園街路課が管理しております。

○勝田委員長 色が付いてないのが公園街路課。

○室町公園街路課長 はい。公園街路課です。その中で、県の方で駐車場を閉鎖したという件でございますが、県の管理している水郷体育館の駐車場については、県の管理なので、県で一律閉鎖するというところでございまして、水郷体育館の前の駐車場、それと右側の臨時駐車場についても、閉鎖したという話をしたんですけれども、こちらにつきましても、もともと臨時駐車場なので、水郷プールのオープンの時に必要な時に開けるので通常はクローズしている状況でございます。

○内田委員 あの霞ヶ浦体育館の文字が書いてありますね、その右上に青いところに駐車場と書いてありますね、ここも閉まってたよ。

○室町公園街路課長 はい、こちらについてはスポーツ振興課で管理しておりまして、一体として閉鎖したということです。

○内田委員 開けて欲しかったなと思っただけ。

○勝田委員長 その他よろしいでしょうか、では以上でございます皆さんお疲れ様でした。